

第5章 推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の評価と見直し

1 推進体制（法第6条第2項第3号、第7号、第8号）

(1) 多様な主体との連携による推進体制の強化

空家等への対策は、市内部の関係部署のみならず、地域住民、消防署や警察署などの行政機関、不動産関係団体、NPO法人、ひょうご空き家対策フォーラムを構成する各種専門家団体等との連携体制の強化を図りつつ、総合的に推進していきます。

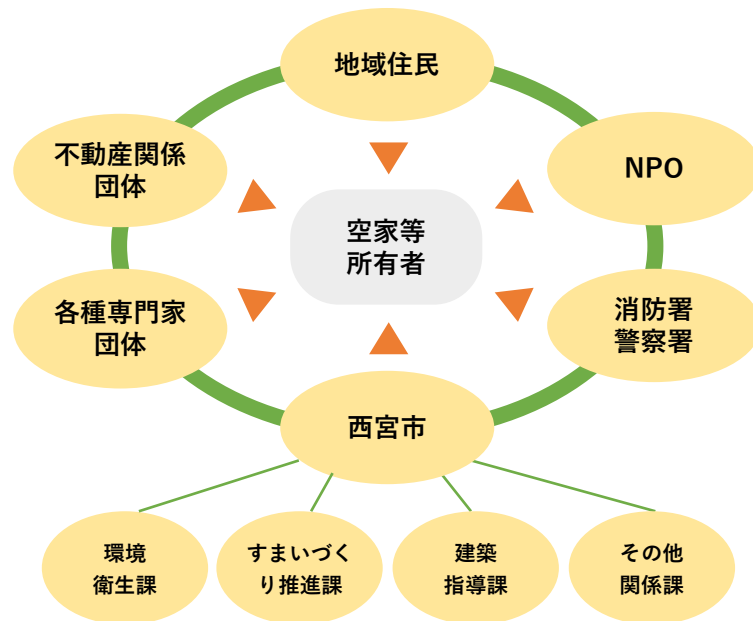


図5-1 推進体制

(2) 空家等の調査

空家等の把握は、市民等からの相談や空家等の実態調査によって行います。また、空家等の所有者等の情報は、法に基づき、登記簿や住民票などによって把握します。

(3) 所有者や住民からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する市民からの問い合わせについては、空家等の所有者等からの利活用についての相談窓口をすまいづくり推進課（西宮市住まいの総合窓口事業）、周辺へ悪影響を及ぼす空家等の管理についての相談窓口を環境衛生課とします。

また、相談内容によって包括連携協定を締結したNPO法人兵庫空き家相談センターや専門家団体等で構成されるひょうご空き家対策フォーラムを紹介するなど、関係部署間で連携を図りながら対応していきます。

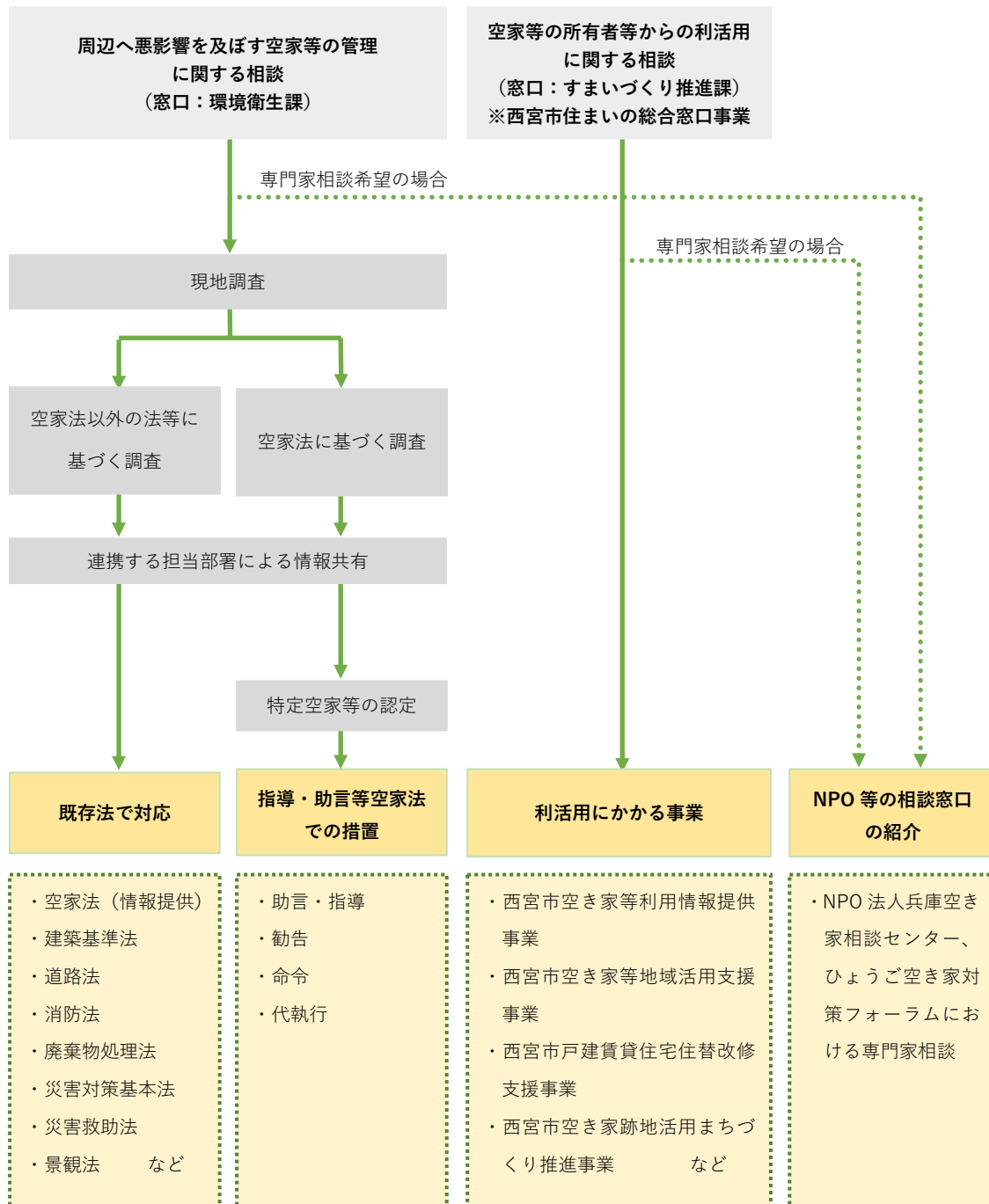


図 5 - 2 市民等から相談を受けた場合の対応フロー

2 計画の評価と見直し（法第6条第2項第9号）

（1）計画の進捗管理

本計画における取組は、PDCA サイクルにより、空家対策の施策や事業の進捗状況を計画期間内に評価・検証します。

空家対策の施策や事業の進捗状況については、西宮市空家等対策審議会で報告し、評価を受けるものとします。

（2）計画の見直し

社会情勢の変化や経年変化、法改正、上位計画等の見直し、空家対策の施策や事業の進捗状況に応じて計画の適切な見直しを行います。



図5-3 評価、見直しの流れ